

# 人事委員会年報

令和 2 年度

山梨県人事委員会

## I 組織及び運営

### 1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置	1
(2) 人事委員会の権限	1
(3) 人事委員会の構成	1
(4) 人事委員会の運営	2
(5) 規則・訓令・告示の制定、改廃の状況	6
(6) 条例・規則の制定に伴う意見等	8

### 2 事務局

(1) 組織	9
(2) 職員の定員・現員	9
(3) 分掌事務	9

## II 事業の概要

### 1 職員の任用

(1) 任用制度の概説	10
(2) 職員の採用	10
(3) 職員の昇任	17
(4) 広報等の取組	18

### 2 職員の給与

(1) 職員の給与実態調査	19
(2) 民間の給与実態調査	20
(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告	22
(4) 勧告の実施状況	27

### 3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求	28
(2) 不利益処分に関する不服申立て	28
(3) 苦情相談	29
(4) 分限処分及び懲戒処分の状況	29

### 4 職員団体

(1) 職員団体の登録	31
(2) 管理職員等の範囲	32

### 5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法による事業区分の決定	34
(2) 労働基準監督機関の職権行使の枠組	34
(3) 令和2年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関	34
(4) 労働基準法等に基づく職権行使	35

# I 組織及び運営

## 1 人事委員会

### (1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、山梨県人事委員会設置条例（昭和26年条例第30号）により、昭和26年6月6日に設置された。

### (2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ 前各項目に掲げるものを除く外、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

### (3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（任期中に委員の交代があった場合には、前任者の残任期間）（法第9条の2第10項）。

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

令和3年3月31日現在の委員は次のとおりである。

職名	氏名	勤務形態	任期	摘要
委員長	中島 琢雄	非常勤	平成30年1月9日～令和4年1月8日（1期目） （委員長 令和2年7月29日～）	医師
委員	信田 恵三	非常勤	令和2年7月13日～令和6年7月12日（2期目）	弁護士
委員	細谷 憲二	非常勤	令和2年7月27日～令和6年7月26日（1期目）	会社役員

#### (4) 人事委員会の運営

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の令和2年度の会議開催回数は26回で、付議した議案等の件数は、議案72件、報告17件、その他4件、計93件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議 案 等
2370	2. 4. 2	(報 告) 1 苦情相談の実施状況の件 2 選考採用結果の件 3 一般職の任期付研究員の採用結果の件
2371	2. 4. 21	(議 案) 1 通勤手当に関する規則の一部改正の件 2 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正の件 3 令和2年度山梨県採用試験（就職氷河期世代）の受験資格決定の件 4 令和2年度山梨県職員採用試験等の試験職種別採用予定人員決定の件 5 令和2年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）実施細目決定の件 6 令和2年度山梨県警察官採用試験A（第1回）の実施延期の件 (報 告) 1 任用候補者選択結果及び選考による採用候補者採用結果の件
2372	2. 5. 15	(議 案) 1 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正の件 2 令和2年度山梨県警察官採用試験A（第1回）の日程及び第1次試験会場の変更の件
2373	2. 5. 22	(議 案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の件 3 昇任候補者選考実施の件
2374	2. 6. 5	(議 案) 1 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 2 令和2年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験実施細目決定の件 3 障害者を対象とした令和2年度山梨県職員採用選考試験実施細目決定の件 4 令和2年度山梨県警察官採用試験A（第2回）の日程の決定及び実施細目の変更の件 (その他) 1 令和2年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）申込状況について
2375	2. 6. 26	(議 案) 1 令和2年度山梨県警察官採用試験A（第1回）第1次試験合格者決定の件 2 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 3 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件 (報 告) 1 令和2年職種別民間給与実態調査の実施の件
2376	2. 7. 3	(議 案) 1 令和2年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者決定の件 2 令和2年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験実施細目決定の件 3 令和2年度山梨県職員採用試験（就職氷河期世代）実施細目決定の件 4 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の告示の一部改正の件

回数	開催年月日	議 案 等
2377	2. 7. 17	(議 案) 1 山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正の件 2 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正の件 3 昇任候補者選考実施の件 4 令和2年度山梨県警察官採用試験A(第1回)第2次試験合格者の件
2378	2. 7. 29	(議 案) 1 委員長の選任及び委員長職務代理者の指定の件 (その他) 2 令和2年度山梨県職員採用試験(大学卒業程度)第2次試験(個別面接)について
2379	2. 8. 28	(議 案) 1 令和2年度山梨県警察官採用試験A(第2回)採用候補者名簿確定の件 2 令和2年度山梨県職員採用試験(大学卒業程度)最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 3 令和2年度山梨県警察官採用試験A(第2回)及びBの第1次試験試験会場の決定及び実施細目の変更の件 4 一般職の任期付研究員の採用計画及び任期の特例の承認の件 (報 告) 1 令和2年職種別民間給与実態調査の実施の件 2 対県共闘会議からの人事委員会勧告に対する申し入れの件
2380	2. 9. 25	(議 案) 1 採用候補者選考実施の件 2 職員の任用に関する規則の一部改正の件 3 地域手当に関する規則の一部改正の件 4 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 5 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (その他) 1 令和2年度山梨県警察官採用試験A(第2回)・B及び山梨県職員採用試験(高校卒業程度)等の申込状況等について
2381	2. 10. 2	(議 案) 1 令和2年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験第1次試験合格者決定の件 2 令和2年度山梨県警察官採用試験A(第2回)及びB第1次試験合格者決定の件
2382	2. 10. 9	(議 案) 1 令和2年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験第1次試験合格者決定の件 2 令和2年度山梨県職員採用試験(就職氷河期世代)第1次試験合格者決定の件 3 障害者を対象とした令和2年度山梨県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件 4 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報 告) 1 令和2年人事院報告の概要の件
2383	2. 10. 16	(議 案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報 告) 1 人事委員会勧告に関わる要請の件

回数	開催年月日	議 案 等
2384	2. 10. 23	(議 案) 1 警察官昇任試験昇任候補者名簿確定の件 (報 告) 1 令和2年度山梨県警察官採用試験A(第2回)及びB第2次試験合格者決定の件
2385	2. 11. 6	(議 案) 1 職員の給与等に関する報告の件 (報 告) 1 令和2年人事院報告の概要の件
2386	2. 11. 16	(議 案) 1 令和2年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 2 令和2年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 3 障害者を対象とした令和2年度山梨県職員採用選考試験最終合格者決定の件 4 採用候補者選考実施の件 5 一般職の任期付研究員の採用計画及び任期の特例の承認の件
2387	2. 11. 30	(議 案) 1 条例の改正に係る意見聴取の件 (報 告) 1 解雇予告除外認定の件
2388	2. 12. 4	(議 案) 1 令和2年度山梨県警察官採用試験A(第2回)及びB採用候補者名簿確定の件 2 令和2年度山梨県職員採用試験(就職氷河期世代)最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件
2389	2. 12. 18	(議 案) 1 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 (報 告) 1 (公社)山梨県獣医師会からの公務員獣医師の処遇改善に係る要請の件
2390	3. 2. 5	(議 案) 1 令和3年度山梨県職員採用試験等の日程及び受験資格決定の件 (報 告) 1 令和2年4月時点におけるラスパイレス指数の件
2391	3. 2. 19	(議 案) 1 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 2 令和3年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員決定の件 3 令和3年度山梨県警察官採用試験実施細目決定の件 (報 告) 1 保有個人情報一部開示決定に係る審査請求の件
2392	3. 3. 5	(議 案) 1 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 昇任候補者(警察本部)選考実施の件 3 採用候補者選考実施の件 4 一般任期付職員任期更新承認の件 (その他) 1 令和3年度職員採用試験の一部見直し(案)について

回数	開催年月日	議 案 等
2393	3. 3. 22	(議 案) 1 条例の改正に係る意見聴取の件 (報 告) 1 解雇予告除外認定の件
2394	3. 3. 23	(議 案) 1 昇任候補者選考実施の件 2 採用候補者選考実施の件 3 特定任期付職員採用承認の件 4 山梨県職員の給与に関する規則等の一部改正の件 5 地域手当に関する規則の一部改正の件 6 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 7 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件 8 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の件 9 人事委員会事務局職員の人事の件
2395	3. 3. 29	(議 案) 1 一般任期付職員採用承認の件

(5) 規則・訓令・告示の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が令和2年度中に制定し、又は改廃した規則、訓令及び告示は次のとおりである。

ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
第13号	2. 4. 23	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	臨時又は緊急の業務の処理のための断続的な勤務を行うため、宿日直勤務の対象について所要の改正
第14号	2. 4. 27	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	人事院規則の一部改正に鑑み、通勤手当の返納事由について所要の改正
第15号	2. 5. 21	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則	職務専念義務を免除された場合における国の非常勤職員の給与の取扱いの変更に鑑み、会計年度任用職員の休暇について所要の改正
第16号	2. 5. 27	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織体制の強化のための職の見直しに伴い、級別職務分類表及び管理職手当支給区分表について所要の改正
第17号	2. 5. 27	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織体制の強化のための職の見直しに伴い、管理職員等の範囲について所要の改正
第18号	2. 6. 11	特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則	家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、当該法令の用語を引用する規定の整理
第19号	2. 7. 2	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事する職員に対し特例による額の特殊勤務手当を支給するため、所要の改正
第20号	2. 7. 2	期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則	人事院規則の一部改正に鑑み、勤務成績が良好でない職員等の勤勉手当の成績率について所要の改正
第21号	2. 8. 3	山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	内閣官房令の一部改正に伴い、失業者の退職手当について所要の改正
第22号	2. 8. 3	山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	特別支援学校への主幹教諭の配置に伴い、給料の調整額について所要の改正
第23号	2. 9. 30	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	職員採用試験の実施について、不測の事態に対応するため、所要の改正
第24号	2. 9. 30	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	警察本部職員の派遣が終了することに伴い、地域手当の支給地域について所要の改正
第25号	2. 9. 30	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	給料の調整額の支給を受けている職員に対し防疫等作業手当の特例を適用する等のため、所要の改正
第26号	2. 12. 24	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	児童相談所における児童福祉司等の処遇改善を図るため、社会福祉業務従事手当について所要の改正
(令和3年)第1号	3. 2. 25	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止後も新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例を適用するため、所要の改正



規則番号	公布年月日	規則名	概要
第2号	3. 3. 15	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織再編及び警察署の名称変更に伴い、管理職手当支給区分表について所要の改正
第3号	3. 3. 31	山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	令和3年4月1日付けの組織再編及び定期人事異動に伴い、級別職務分類表等及び勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に寒冷地手当を含めるため所要の改正
第4号	3. 3. 31	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日付けの警察本部職員の派遣に鑑み、地域手当の支給地域等について所要の改正
第5号	3. 3. 31	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日付けの組織再編に伴い、特殊勤務手当について所要の改正
第6号	3. 3. 31	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	基準日前1か月以内に退職し、その後基準日までの間に第1号会計年度任用職員となった場合の期末手当の支給に係る規定を整備するため、所要の改正
第7号	3. 3. 31	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局、教育委員会において組織再編に係る職の新設等に伴う改正

イ 訓 令  
なし

ウ 告 示

告示番号	公布年月日	告示名	概要
(令和2年)第1号	2. 7. 9	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	試験名称の追加等に伴う所要の改正

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定等に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。令和2年度中は以下の条例改正に伴い意見を求められた。

意見提出 年月日	議案番号	件名	条例の概要	意見
2. 11. 30	第 95 号議案	山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件	山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和2年10月21日付けの給与に関する勧告等に鑑み、期末手当について所要の改正を行う。	適当と考える。
	第 96 号議案	山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件		
	第 97 号議案	山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件		
3. 3. 22	第 61 号議案	山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件	医療業務に従事する特定任期付職員の採用に伴い、特定任期付職員の給与に関する特例等について所要の改正を行う。	適当と考える。

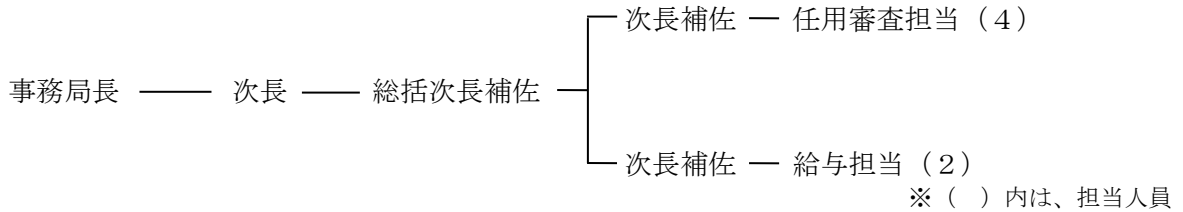
イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているが、令和2年度には該当がなかった。

## 2 事務局

### (1) 組織（令和2年4月1日現在）

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。事務局の組織は、次のとおりである。



### (2) 職員の定員・現員（令和2年4月1日現在）

職員の条例定数は13人であり、現員は11人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	10人	11人

### (3) 分掌事務（令和2年4月1日現在）

#### (任用審査担当)

- 人事委員会の会議事務に関すること。
- 事務局の庶務・経理に関すること。
- 人事行政の運営に関する総合的計画に関すること。
- 職員の競争試験に関すること。
- 職員の選考に関すること。
- 任用候補者名簿に関すること。
- 臨時的任用に関すること。
- 任用に関する制度の研究及び統計調査に関すること。
- 勤務成績の評定に関すること。
- 研修に関する総合的計画に関すること。
- 人事記録の管理に関すること。
- 職階制に関する計画の立案に関すること。
- 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 職員の審査請求の審査に関すること。
- 職員団体の登録に関すること。

#### (給与担当)

- 給与に関する調査統計に関すること。
- 給与に関する制度の研究及び給与計画に関すること。
- 給与に関する報告及び勧告に関すること。
- 職員に対する給与の支払監理に関すること。
- 職員の苦情の処理に関すること。
- 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 職員の厚生福利制度及び勤務条件に関すること。
- 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。

## Ⅱ 事業の概要

### 1 職員の任用

#### (1) 任用制度の概説

##### ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない（法第15条）。

##### イ 任命の方法

職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる（法第17条第1項）。

##### ウ 採用の方法

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事委員会規則で定める場合には、選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。）によることを妨げない（法第17条の2第1項）。

#### (2) 職員の採用

##### ア 競争試験による採用

本県では、競争試験を職員採用試験（大学卒業程度）、職員採用試験（高校卒業程度）、資格免許職員採用試験、民間企業等職務経験者職員採用試験、警察官採用試験、小中学校事務職員採用試験、職員採用試験（就職氷河期世代）に区分して実施しており、令和2年度の受験者数は、計1,324人（大学卒業程度558人、高校卒業程度61人、資格免許職2人、民間企業等職務経験者86人、警察官405人、小中学校事務127人、就職氷河期世代85人）となっている。

##### (ア) 令和2年度の各競争試験の特徴と傾向

###### a 職員採用試験（大学卒業程度）

全体では、受験者数558人に対し、最終合格者数は144人で、競争率は前年度を0.5ポイント下回り、3.9倍となった。

このうち、行政職（Ⅰ及びⅡ）では354人が受験し、最終合格者数は67人で、競争率は前年度を1.6ポイント下回り、5.3倍となった。また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の37.0%を1.2ポイント下回り、35.8%となった。

###### b 職員採用試験（高校卒業程度）

全体では、受験者数61人に対し、最終合格者数は11人で、競争率は前年度を0.6ポイント上回り、5.5倍となった。

###### c 資格免許職員採用試験

受験者数2人に対し、最終合格者数は2人であり、競争率は1.0倍となった。なお、前年度の受験者数は0人であった。

###### d 民間企業等職務経験者職員採用試験

令和2年度は、行政職を県外から広く募集するU・Iターン型として実施し、受験者数86人に対し、最終合格者数は7人で、競争率は前回は2.5ポイント下回り、12.3倍となった。

###### e 警察官採用試験

全体では、受験者数405人に対し、最終合格者数は62人で、競争率は前年度を1.7ポイント上回り、6.5倍となった。

このうち、大学を卒業（卒業見込みの者を含む）した者を対象とする警察官採用試験Aでは、受験者数287人に対し、最終合格者数は42人で、前年度を2.1ポイント上回り、6.8倍となっ

た。

なお、警察官採用試験の第2次試験及び第3次試験の実施については、職員の任用に関する規則（昭和59年人事委員会規則第2号。以下「任用規則」という。）第11条第2項の規定により、警察本部長に委任している。

f 小中学校事務職員採用試験

受験者数127人に対し、最終合格者数は19人で、競争率は前年度と同じ6.7倍となった。

g 職員採用試験（就職氷河期世代）

令和2年度から試験を実施し、受験者数85人に対し、最終合格者数は4人で、競争率は21.3倍となった。

(イ) 令和2年度の各競争試験の日程

区分	受付期間	第1次試験日	第1次試験地	第2次試験日	第2次試験地	第3次試験日	第3次試験地	最終合格発表日
職員採用試験 (大学卒業程度)	〈インターネット〉 2.5.13～2.5.22 〈持参〉及び〈郵送〉 2.5.13～2.6.1	2.6.28	甲府市	・2.7.12 ・2.8.7 ～2.8.13 のうち指定する1日	甲府市	—	—	2.8.28
職員採用試験 (高校卒業程度) 資格免許職職員 小中学校事務 職員採用試験	〈インターネット〉 2.8.7～2.8.24 〈持参〉及び〈郵送〉 2.8.7～2.8.31	2.9.27	甲府市	・2.10.18 ・2.11.7 ～2.11.8 のうち指定する1日	甲府市	—	—	2.11.16
民間企業等職務 経験者採用試験	〈インターネット〉 2.8.7～2.9.4	2.9.20	甲府市 東京都 千代田区	・2.10.18 ・2.11.7 ～2.11.8 のうち指定する1日	甲府市	—	—	2.11.16
警察官採用試験 第1回	A(男性) A(女性) 〈インターネット〉 2.3.19～2.4.10 〈持参〉及び〈郵送〉 2.3.19～2.4.17	2.6.21	甲府市	2.7.4 ～2.7.5	甲府市	①2.7.27～ 2.7.29 のうち指定する1日 ②2.8.17～ 2.8.18 のうち指定する1日	甲府市	2.8.28

警察官採用試験	第2回	A(男性) <small>A(男性/武道指導)</small>	〈インターネット〉 2.7.27~2.8.17 〈持参〉及び〈郵送〉	2.9.20	甲府市	2.10.10 ~2.10.11	甲府市	①2.11.2~ 2.11.4 のうち指定 する1日 ②2.11.21 ~2.11.22 のうち指定 する1日	甲府市	2.12.4
		A(女性) <small>A(女性/武道指導)</small>								
職員採用試験 (就職氷河期世代)			〈インターネット〉 2.7.27~2.8.21	2.9.27	甲府市	・2.10.18 ・2.11.15	甲府市	—	—	2.12.4

(ウ) 令和2年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区分	受験資格	試験方法
職員採用試験 (大学卒業程度)	<p>1 次のいずれかに該当する者                      ア 22歳～35歳                      (令和3年4月1日現在)                      イ 21歳(令和3年4月1日現在)以下の者で、4年制大学等を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会が同等以上の学力があると認める者</p> <p>2 社会福祉Ⅱ、心理、薬剤師、保健師、司書にあつては、免許・資格取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p>	<p>第1次試験                      教養試験 択一式40題(一部選択解答制) 120分</p> <p>専門試験(行政Ⅱ以外)                      事務系職種 択一式40題(一部選択解答制) 120分                      技術系職種 択一式40題 120分                      司書 択一式及び記述式 120分</p> <p>文化財主事 記述式 120分</p> <p>自己アピール試験                      行政Ⅱ 記述式 90分</p> <p>第2次試験                      人物試験 適性検査                      個別面接(2回)                      論文試験 1題 1,200字 90分</p>
職員採用試験 (高校卒業程度)	18歳～21歳 (令和3年4月1日現在)	<p>第1次試験                      教養試験 択一式50題 120分                      専門試験(土木・農業土木・電気) 択一式40題 120分</p>
資格免許職 職員採用試験	<p>作業療法士                      1 ～29歳                      (令和3年4月1日現在)                      2 免許取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p>	<p>第2次試験                      作文試験 1題 800字 60分                      人物試験 適性検査                      個別面接(2回)</p>
小中学校事務 職員採用試験	18歳～29歳 (令和3年4月1日現在)	
民間企業等 職務経験者 採用試験	<p>行政                      1 ～59歳                      (令和3年4月1日現在)                      2 山梨県外に本店を置く民間企業等における職務経験が5年以上                      (令和2年3月末現在)</p>	<p>第1次試験                      教養試験 択一式40題 120分</p> <p>第2次試験                      人物試験 適性検査                      個別面接(2回)                      論文試験 1題 1,200字 90分</p>

区分		受験資格	試験方法
警察官採用試験	A(男性) A(男性/武道指導) A(女性) A(女性/武道指導)	<p>1 22歳～33歳 (令和3年4月1日現在)</p> <p>2 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは令和3年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者</p> <p>3 武道指導は、上記に加え、次のいずれかの要件が必要。 (ア)柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者 (イ)剣道については、公益財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者 (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当該競技会への出場権を得た者</p>	<p>第1次試験 A, B: 教養試験 択一式50題 A: 150分 B: 120分</p> <p>資格加点(武道/英語)あり ※ 武道指導は次の試験も実施。 実技試験 身体検査</p> <p>第2次試験 A, B: 身体検査(1回目) A, B: 体力試験 A, B: 人物試験 ※ 武道指導は身体検査、体力試験は免除。</p> <p>第3次試験 A: 論文試験(第1次試験日に実施) 90分 1,200字 B: 作文試験(第1次試験日に実施) 60分 800字 A, B: 人物試験(適性検査)(第2次試験日に実施) A, B: 人物試験(個別面接) A, B: 身体検査(2回目) ※ 武道指導の論文試験は第2次試験日に実施。</p>
	B(男性) B(女性)	<p>1 18歳～33歳 (令和3年4月1日現在)</p> <p>2 警察官Aの学歴要件に該当しない者</p>	
職員採用試験 (就職氷河期世代)	<p>行政</p> <p>1 36歳～50歳 (令和3年4月1日現在)</p> <p>2 令和元年7月28日から令和2年7月27日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない者</p>	<p>第1次試験 教養試験 択一式50題 120分</p> <p>第2次試験 人物試験 適性検査 個別面接(2回) 作文試験 1題 800字 60分</p>	



(エ) 令和2年度の職員採用試験の実施状況

令和2年度 職員採用試験 実施状況

山梨県人事委員会

区分	職 種	採用 予定 人員	申込者数			1 次 試 験						2 次 試 験 (警察官採用試験のみ、3次試験方式)									前 年 度 倍 率	
			A	女性	B/A	受験者数		合格率数		倍率	受験者数			合格者数			倍率					
						B	女性	C	女性		D	女性	E	女性	F	女性						
大学 卒 業 程 度	行政Ⅰ	57	415	129	346	113	83.4	122	33	2.8	-	-	-	-	-	114	32	65	23	5.3	7.0	
	行政Ⅱ	2	9	5	8	5	88.9	3	1	2.7	-	-	-	-	-	2	1	2	1	4.0	4.0	
	警察行政	7	45	27	39	23	86.7	16	9	2.4	-	-	-	-	-	16	9	7	5	5.6	4.4	
	社会福祉Ⅱ	5	19	7	18	7	94.7	12	5	1.5	-	-	-	-	-	12	5	7	3	2.6	2.8	
	心理	5	16	11	13	10	81.3	9	7	1.4	-	-	-	-	-	9	7	6	5	2.2	3.0	
	薬剤師	2	8	3	6	1	75.0	6	1	1.0	-	-	-	-	-	6	1	3	1	2.0	-	
	化学	2	12	3	10	2	83.3	7	1	1.4	-	-	-	-	-	6	1	3	0	3.3	3.0	
	農業	7	22	8	20	8	90.9	16	8	1.3	-	-	-	-	-	16	8	10	6	2.0	3.4	
	林業	9	17	4	12	4	70.6	10	4	1.2	-	-	-	-	-	10	4	9	4	1.3	1.5	
	土木	8	16	1	15	1	93.8	15	1	1.0	-	-	-	-	-	15	1	10	0	1.5	1.8	
	農業土木	6	6	2	6	2	100.0	5	1	1.2	-	-	-	-	-	4	1	2	1	3.0	2.3	
	建築	3	6	1	4	1	66.7	4	1	1.0	-	-	-	-	-	4	1	4	1	1.0	2.0	
	電気	3	13	0	10	0	76.9	8	0	1.3	-	-	-	-	-	7	0	4	0	2.5	2.7	
	畜産	2	2	1	2	1	100.0	2	1	1.0	-	-	-	-	-	1	1	1	1	2.0	-	
	水産	1	6	0	5	0	83.3	5	0	1.0	-	-	-	-	-	4	0	2	0	2.5	-	
	保健師	2	10	8	10	8	100.0	7	6	1.4	-	-	-	-	-	7	6	4	4	2.5	2.0	
	司書	3	24	20	20	16	83.3	8	6	2.5	-	-	-	-	-	7	5	3	3	6.7	-	
	文化財主事	1	7	2	5	1	71.4	3	1	1.7	-	-	-	-	-	3	1	1	0	5.0	3.3	
	建築設備	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	研究(森林病虫害)	1	1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研究(電子)	2	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
警察鑑定研究(心理)	1	10	7	9	6	90.0	5	3	-	-	-	-	-	-	5	3	1	1	9.0	-		
大学卒業程度計	130	664	239	558	209	84.0	263	89	2.1	-	-	-	-	-	248	87	144	59	3.9	4.4		
高校 卒 業 程 度	行 政	2	24	11	23	11	95.8	8	4	2.9	-	-	-	-	-	7	4	3	1	7.7	10.0	
	警察行政	2	30	18	26	16	86.7	7	6	3.7	-	-	-	-	-	6	5	3	2	8.7	4.0	
	土木	1	7	0	6	0	85.7	5	0	1.2	-	-	-	-	-	4	0	2	0	3.0	2.0	
	農業土木	2	4	2	3	1	75.0	1	0	3.0	-	-	-	-	-	1	0	1	0	3.0	3.0	
	電気	1	4	1	3	1	75.0	2	1	1.5	-	-	-	-	-	2	1	2	1	1.5	-	
高校卒業程度計	8	69	32	61	29	88.4	23	11	2.7	-	-	-	-	-	20	10	11	4	5.5	4.9		
小中学校事務	12	168	90	127	73	75.6	52	30	2.4	-	-	-	-	-	42	26	19	16	6.7	6.7		
警 察 官	第1回	警A(男性)	23	337	-	172	-	51.0	92	-	1.9	79	-	69	-	1.1	66	-	23	-	7.5	4.5
		警A(女性)	10	104	104	47	47	45.2	41	41	1.1	32	32	30	30	1.1	29	29	10	10	4.7	6.4
		小計	33	441	104	219	47	49.7	133	41	1.6	111	32	99	30	1.1	95	29	33	10	6.6	4.8
	第2回	警A(男性)	5	131	-	50	-	38.2	27	-	1.9	25	-	15	-	1.7	14	-	5	-	10.0	6.0
		警A(男性武道)	2	6	-	3	-	50.0	3	-	1.0	3	-	3	-	1.0	3	-	1	-	3.0	3.0
		警A(女性)	2	48	48	14	14	29.2	10	10	1.4	9	9	6	6	1.5	6	6	2	2	7.0	3.7
		警A(女性武道)	2	1	1	1	1	100.0	1	1	1.0	1	1	1	1	1.0	1	1	1	1	1.0	1.5
		警B(男性)	10	129	-	82	-	63.6	40	-	2.1	38	-	30	-	1.3	27	-	10	-	8.2	4.7
		警B(女性)	10	51	51	36	36	70.6	34	34	1.1	29	29	23	23	1.3	23	23	10	10	3.6	6.0
	小計	31	366	100	186	51	50.8	115	45	1.6	105	39	78	30	1.3	74	30	29	13	6.4	4.9	
	警察官計	64	807	204	405	98	50.2	248	86	1.6	216	71	177	60	1.2	169	59	62	23	6.5	4.8	
	民間 経 験 者	行政	3	115	23	79	17	68.7	25	3	3.2	-	-	-	-	-	20	1	4	1	19.8	14.8
		土木	1	7	1	5	1	71.4	5	1	1.0	-	-	-	-	-	4	1	2	1	2.5	-
建築		1	3	0	2	0	66.7	2	0	1.0	-	-	-	-	-	2	0	1	0	2.0	-	
民間計		5	125	24	86	18	68.8	32	4	2.7	-	-	-	-	-	26	2	7	2	12.3	14.8	
資 格	作業療法士	1	2	1	2	1	100.0	2	1	1.0	-	-	-	-	-	2	1	2	1	1.0	-	
	資格免許計	1	2	1	2	1	100.0	2	1	1.0	-	-	-	-	-	2	1	2	1	1.0	-	
取 組 み 河 期	行政	3	113	63	85	50	75.2	25	7	3.4	-	-	-	-	-	23	7	4	3	21.3	-	
	就職氷河期世代計	3	113	63	85	50	75.2	25	7	3.4	-	-	-	-	-	23	7	4	3	21.3	-	
障 害 者	行政	3	26	9	25	9	96.2	8	2	3.1	-	-	-	-	-	7	2	4	2	6.3	3.2	
	警察行政	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	障害者選考計	4	26	9	25	9	96.2	8	2	3.1	-	-	-	-	-	7	2	4	2	6.3	3.2	
試験合計	227	1,974	662	1,349	487	68.3	653	230	2.1	216	71	177	60	1.2	537	194	253	110	5.3	4.9		

## イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

選考により職員を採用できる職については、任用規則第12条に定められている。

なお、任用規則第16条に規定する医師・歯科医師等職員の採用選考については、各任命権者に委任している。

### (ア) 選考試験の実施状況

令和2年度に、公募により行った選考試験の状況は次のとおりである。

(人)

職 種	採用予定 人員	受験者数	合格者数	採用者数
行政（障害者）	3	25	4	3
警察行政（障害者）	1	0	—	—
獣医師（衛生）	3	1	0	—
獣医師（農政）	4	2	2	2
言語聴覚士	1	3	2	1
職業訓練（自動車整備）	1	1	1	1
消防教官	1	3	1	1

### (イ) その他の採用選考の実施状況（任命権者委任分を除く。）

令和2年度に行った採用選考の状況は、次のとおりである。

(人)

	一 般 職 員					警 察 官	
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	警 察 本 部	
部長及びその相当職	2	0	0	0	2	警 視	4
課長及びその相当職	3	0	0	0	3	警 部	0
課長補佐及びその相当職	1	24	0	0	25	警 部 補	2
係長及びその相当職	0	4	1	0	5	巡 査 部 長	3
上記以外	3	5	1	0	9	巡 査 等	1
合 計	9	33	2	0	44	合 計	10

## ウ 任期付職員

山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第59号）（以下「条例」という。）第1条の3第1号（任期付研究員（招へい型））の規定に基づき、任命権者が5年を超える任期を定めて職員を選考により採用する場合には、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第3条第2項の規定により、人事委員会の承認が必要である。

条例第1条の3第2号（任期付研究員（若手育成型））の規定に基づき、任命権者が任期を定めて職員を選考により採用する場合には、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第4項の規定により、採用計画を人事委員会に協議しなければならない。

条例第2条第1項（特定任期付職員）及び第2項（一般任期付職員）の規定に基づき、任命権者が任期を定めて職員を選考により採用する場合又は任期を更新する場合には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第3項又は第7条第3項の規定により、人事委員会の承認が必要である。

令和2年度は、次のとおり任期付職員5名の協議又は承認を行った。

(ア) 特定任期付職員

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	子育て支援局	参事 (採用)	令和3年4月1日 ～令和6年3月31日	医師

(イ) 一般任期付職員

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	知事政策局 広聴広報グループ	戦略広報監 (採用)	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	
知 事	観光文化部	観光推進監 (更新)	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	

(ウ) 任期付研究員(若手育成型)

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	防災局 富士山科学研究所	研究員 (採用)	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	
知 事	産業労働部 産業技術センター	研究員 (採用)	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	

(3) 職員の昇任

ア 競争試験による昇任

本県で現在実施している競争試験は、警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任試験のみであり、その実施は警察本部長に委任している。

令和2年度の警察官昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(人)

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部(一般)			190	26	26	15
警部(専門)			8	5	5	1
警部補(一般)	241	128	146	50	50	38
警部補(専門)			8	5	5	2
巡査部長(一般)	376	134	152	65	65	51
巡査部長(専門)			16	5	5	2

イ 選考による昇任

任用規則第13条の規定により、警察官昇任試験以外の職への昇任については、選考により行っている。

令和2年度に行った昇任選考の状況は、次のとおりである。

(人)

一般職員						警察官	
	知事 部局	教育 委員会	警察 本部	その他	計		警察 本部
部長及びその相当職	21	4	1	4	30	警視	14
課長及びその相当職	59	8	1	6	74	警部	14
課長補佐及びその相当職	100	17	2	5	124	警部補	5
係長及びその相当職	57	7	1	4	69	巡査部長	0
上記以外	198	24	12	7	241	巡査	0
合計	435	60	17	26	538	合計	33

#### (4) 広報等の取組

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

##### ア 説明会の実施

###### (ア) 大学等での試験説明会

関東近県の大学等に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会を実施している。

令和2年度は延べ30箇所で開催し、733人が参加した。

###### (イ) 山梨県庁しごと紹介セミナー・説明会等

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学・若手職員の体験談を実施している。

行事名	実施日	参加人数
職員採用試験(大学卒業程度)説明会	2.5.16 2.5.17	63人
山梨県庁しごとWEB紹介セミナー	2.12.25	128人
しごと見学ツアー	—	—人
保護者向け説明会	2.12.25	3人
職員採用ガイダンス	3.3.2	155人

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から不実施。

##### イ 県ホームページ「職員採用サイト」の運営

- 採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や山梨県に関する情報提供を行っている。
- 大学卒業程度、高校卒業程度、資格免許職、民間企業等職務経験者、警察官、小中学校事務、就職氷河期世代の各職員採用試験及び障害者を対象とした職員採用選考試験については、山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」から、インターネットによる受験申込が可能となっている。令和2年度はこれによる申込者が923人で、申込者数全体の46.8%を占めた。

##### ウ フェイスブック及びツイッターによる情報発信

職員採用に関するフェイスブック及びツイッターページにより、職員採用に関する情報に加え、職員研修の様子や職員の日常業務など県庁に関する幅広い情報を発信している。

##### エ インターネット求人サイトへの募集広告の掲載

インターネット求人サイトへ人材募集広告を継続掲載し、本県希望者へ採用試験受験案内をはじめ、採用説明会の開催案内など、最新の情報を配信している。

## 2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

### (1) 職員の給与実態調査

人事行政の適正な運営を図るための資料とし、民間給与との比較検討を行うため、令和2年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、公益法人へ派遣中の職員、再任用職員、休職中の職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員等を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

#### ア 調査項目

##### (ア) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

##### (イ) 諸手当

#### イ 調査結果の概要

##### (ア) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

令和2年4月現在

給料表	区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数	学歴別人員構成比			性別人員構成比	
					大学卒	短大卒	高校卒	男	女
		人	歳	年	%	%	%	%	%
	行政職	3,451	43.1	20.6	79.1	8.0	12.9	70.6	29.4
	医療職（一）	18	44.0	19.9	100.0	—	—	83.3	16.7
	医療職（二）	36	42.6	20.2	58.3	41.7	—	25.0	75.0
	医療職（三）	43	40.1	17.4	90.7	9.3	—	7.0	93.0
	研究職	193	44.6	21.4	97.4	2.6	—	82.4	17.6
	福祉職	40	38.4	15.1	95.0	5.0	—	47.5	52.5
	教育職（一）	1,883	45.6	22.6	95.0	2.9	2.1	55.5	44.5
	教育職（二）	4,177	43.7	20.7	97.6	2.4	—	45.5	54.5
	教育職（三）	7	49.7	25.3	100.0	—	—	71.4	28.6
	公安職	1,645	37.0	15.7	56.1	5.4	38.5	92.2	7.8
	第2号任期付研究員	6	35.8	12.8	100.0	—	—	66.7	33.3
	全給料表	11,499	42.9	20.2	85.5	4.8	9.7	61.9	38.1

(イ) 給料表別平均給与額 (令和2年4月現在)

給料表	一人当たり 平均 給与総額	内 訳						
		給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職 手当	その他の 手当
行 政 職	円 418,109	円 336,581	円 9,588	円 10,408	円 4,484	円 8,354	円 12,244	円 36,450
医療職 (一)	899,708	441,784	12,806	78,785	7,361	6,845	37,817	314,310
医療職 (二)	369,405	338,411	3,403	9,399	6,589	7,588	—	4,015
医療職 (三)	462,973	331,298	3,058	9,266	3,491	7,881	2,621	105,358
研 究 職	422,612	367,860	11,961	10,618	7,417	8,224	6,288	10,244
福 祉 職	392,119	338,408	7,812	9,521	8,362	7,316	—	20,700
教育職 (一)	436,296	389,692	8,806	11,054	5,177	7,327	3,478	10,762
教育職 (二)	406,679	367,045	6,808	10,456	3,887	4,472	6,932	7,079
教育職 (三)	478,800	436,103	14,500	12,391	—	15,806	—	—
公 安 職	421,454	317,605	12,440	9,291	2,528	3,909	3,762	71,919
第2号任期付 研究員	346,059	333,482	—	9,170	—	3,407	—	—
合 計 (全平均)	418,172	354,371	8,851	10,472	4,166	6,130	7,475	26,707

(注) 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

(2) 民間の給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 特別給：令和2年6月29日から7月31日まで (33日間)  
月例給：令和2年8月17日から9月30日まで (45日間)
- (イ) 調査対象 令和2年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された301事業所  
※新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。
- (ウ) 対象職種 33職種 (うち初任給対象職種6職種)
- (エ) 調査人員 4,870人 (うち初任給対象職種222人)
- (オ) 抽出方法  
・事業所 (イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、127事業所を無作為に抽出した。(調査完了事業所 111事業所)  
・従業員 初任給対象職種以外の調査対象職種については、これに該当する従業員が多数

の場合には、一定数を抽出して調査を行った。また、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

イ 調査結果の概要

(ア) 産業別調査事業所数

産業分類	特別給	月例給
農業、林業、漁業	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	8	8
製造業	59	59
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	12	12
卸売業、小売業	8	8
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	2	2
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	23	22
計	112	111

(イ) 職種別給与額等(事務・技術関係職種)

職種名	調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
		歳	円	円	円	
事務関係職種	支店長	15	55.4	809,642	88	809,554
	事務部長	125	53.1	628,701	615	628,086
	事務部次長	95	50.6	588,929	35	588,894
	事務課長	354	49.4	554,619	4,367	550,252
	事務課長代理	201	47.9	488,459	37,470	450,989
	事務係長	299	45.3	407,488	41,260	366,228
	事務主任	392	43.5	405,355	58,092	347,263
	事務係員	1,010	39.1	330,532	41,679	288,853
	大学卒	421	35.7	351,126	53,504	297,622
	短大卒	205	42.3	319,594	37,390	282,204
高校卒	378	41.6	311,972	29,561	282,411	
中学卒	6	44.9	242,199	20,587	221,612	
技術関係職種	工場長	11	57.3	803,976	240	803,736
	技術部長	57	54.1	657,388	132	657,256
	技術部次長	41	51.7	541,923	392	541,531
	技術課長	273	52.0	529,485	1,928	527,557
	技術課長代理	145	49.8	500,512	57,392	443,120
	技術係長	204	43.9	428,597	49,586	379,011
	技術主任	383	44.2	415,664	52,544	363,120
	技術係員	858	38.6	350,158	41,423	308,735
	大学卒	407	35.3	346,473	43,428	303,045
	短大卒	126	38.9	335,131	40,035	295,096
高校卒	324	41.6	357,994	40,003	317,991	
中学卒	1	X	X	X	X	

※X印は資料僅少のため公表できないものである。

(ウ) 学歴別初任給

職種	学歴	金額
新卒事務員・技術者	大学卒	201,968円
	短大卒	178,658円
	高校卒	166,720円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,561円
配偶者と子1人	17,502円
配偶者と子2人	22,683円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、議会及び知事に対して、令和2年10月21日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」、令和2年11月9日に「職員の給与等に関する報告」を行った。

## 令和2年給与に関する報告・勧告の骨子

令和2年10月21日  
山梨県人事委員会

### ○給与勧告のポイント

特別給（期末手当及び勤勉手当）を引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

### I 給与勧告の基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するもの
- ・ 本委員会は、公民給与を精密に比較し、民間の給与水準との均衡が保たれることを基本に、国や他の都道府県の職員の給与水準との均衡等も考慮に入れ勧告
- ・ 情勢適応の原則に基づき適正な職員給与を確保することは、効率的な行政運営の基盤であり、県民の理解を得る上でも重要

### II 特別給の改定等

#### 1 民間給与との比較

127 民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、特別給に関する調査を実地によらない方法で先行実施(期間:令和2年6月29日～7月31日 完了率:88.2%)。なお、月例給に関する調査は8月17日から9月30日まで実施。

#### 〈特別給（期末手当及び勤勉手当）〉

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績(支給割合)と職員の年間支給月数を比較



## 民間と職員の特別給の支給状況

民間	職員
4.46月分	4.50月分

## 2 特別給の改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るとともに、国家公務員の支給月数を考慮し引下げ  
年間支給月数 4.50月 → 4.45月 (△0.05月分)  
民間の支給状況を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

### 一般の職員の場合の支給月数

	6月期	12月期
R02年度 期末手当 勤勉手当	1.300月 (支給済) 0.950月 (支給済)	1.250月 (現行1.300月) 0.950月 (改定なし)
R03年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.275月 0.950月	1.275月 0.950月

### 【実施時期】

- ・ 条例の公布の日の属する月の翌月の初日 (公布の日が月の初日であるときは、その日)  
ただし、令和3年度以降の改定については、令和3年4月1日から実施する。

## 3 月例給

職員と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

## Ⅲ 給与勧告実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものであり、議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請

## Ⅳ 公務運営に関する報告

- ・ 公務運営に関する報告は、月例給に係る報告・勧告と併せて別途報告を予定

### 【参考】

#### 1 今回の勧告後の平均年間給与

行政職平均 (新卒採用者を除く。)

平均年間給与		増減額 (率)
改定前	改定後	
6,305,000円	6,285,000円	△20,000円 (△0.32%)

(年間給与＝給与月額＋期末勤勉手当)

## 2 最近の特別給の改定状況

年度	特別給（月）		
	年間支給月数 （改定前）	改定	年間支給月数 （改定後）
平成23年度	3.95	—	3.95
平成24年度	3.95	—	3.95
平成25年度	3.95	▲0.05	3.90
平成26年度	3.90	0.20	4.10
平成27年度	4.10	0.10	4.20
平成28年度	4.20	0.10	4.30
平成29年度	4.30	0.10	4.40
平成30年度	4.40	0.05	4.45
令和元年度	4.45	0.05	4.50
令和2年度	4.50	▲0.05	4.45

## 令和2年給与等に関する報告の骨子

令和2年11月9日  
山梨県人事委員会

### ○給与勧告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（△0.03%）が極めて小さく、人事院報告において官民較差に基づく改定が見送られたことから、月例給の改定を行わない

## I 民間給与との較差に基づく給与改定

### 1 民間給与との比較

111 民間事業所の 4,870 人の個人別給与を实地調査(期間:令和2年8月17日～9月30日 完了率 87.4%)

#### 〈月例給〉

職員と民間の4月分給与を調査（ベースアップ中止、定期昇給の昇給額を据置きした企業等の状況も反映）し、単純な平均値ではなく、役職段階、学歴、年齢など給与決定要素の同じ者同士を比較

#### 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)－(B)
377,640円	377,768円	△128円(△0.03%)

※ 職員給与は、行政職給料表適用職員の平均給与月額  
(平均年齢 43.6 歳、平均経験年 21.1 年)

**【参考】**

人事院勧告における官民較差      △164 円 (△0.04%)

## 2 給与改定の内容と考え方

### 〈月例給〉

#### ○給料表

- ・ 民間との較差が極めて小さく、人事院報告において官民較差に基づく改定が見送られたことから、月例給の改定は行わない。

## II その他の給与上の課題

- ・ 獣医師の給与については、優秀な人材の安定的な確保のため、他の都道府県では、初任給調整手当を支給していることから、その必要性について検討を行うことが必要

## III 公務運営に関する報告

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る本委員会の取組

#### (1) 人材の確保

- ・ 一部の採用試験を延期、試験内容の変更などにより、十分な感染症対策を行う中で採用試験を実施するとともに、テレビ会議システムを活用した人材確保活動を展開

#### (2) 勤務環境の整備

- ・ 感染症のまん延防止を図る観点から、職員や親族に発熱等の症状が見られる場合や小学校の臨時休業等による子の世話をを行う必要がある場合等について、新たに有給の特別休暇を適用

#### (3) その他の取組

- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に、人事院規則に準じて、特例的に特殊勤務手当を支給できるよう、人事委員会規則を改正

### 2 有為な人材の確保・育成

- ・ 有為な人材確保については厳しい局面が続いていることから、引き続き、任命権者と連携し、県の仕事のやりがいや魅力を広く発信する取組を強化するとともに、採用試験制度について、国や他の都道府県の動向を踏まえ、優秀で多様な人材の確保に向けて検討していくことが必要
- ・ 引き続き、職員の自己啓発や能力開発を支援するとともに、職員が意欲を高め能力を発揮できる職場環境づくりに取り組むことが必要

### 3 能力・実績に基づく人事管理

- ・ 人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、評価者の評価能力向上に資する研修の充実に加え、評価結果を任用、給与、分限、人材育成などの人事管理の基礎として十分活用できるよう、運用実態の検証や更なる改善を図っていくことが必要

### 4 働き方改革と勤務環境の整備

- ・ 長時間労働の是正に向けて職場環境を改善していくためには、所属長等が適切なマネジメントを行うとともに、職員においては、自らの業務の進め方の見直し及び職員間の協力による業務の効率化等を図ることや、組織全体として優先的に実施する業務を選定した上で、既存事業

の統廃合を含む業務の見直しによる業務量の削減を行うことが重要

#### (1) 長時間労働の是正

- ・ 社会・経済情勢が大きく変化する中で、行政を取り巻く環境も複雑・高度化の一途をたどっており、行政のデジタル化が課題
- ・ RPA や AI などの ICT を活用した取組を積極的に行うことにより業務の更なる効率化や業務量の削減を図り、時間外勤務の縮減、適正化に向けた取組を進めていくとともに、職員の勤務記録を客観的に把握する方策を検討することが必要
- ・ 教員の多忙化改善については、これまでの取り組みの効果や課題を検証し、教員の勤務実態の把握に努めるとともに、より実効性のある取組を推進していくことが必要

#### (2) 仕事と家庭の両立支援

- ・ 職員一人ひとりが能力を十分発揮し、意欲的に公務に取り組むためには、育児や介護を行う職員が安心して働くことのできる環境を整備することが必要
- ・ 子育てや介護等を行う職員を含む全ての職員が育児休業や各種休暇制度を利用しやすい職場環境の醸成を図ることが必要
- ・ テレワークや早出・遅出勤務などを実施し、行政サービスを効率的かつ安定的に提供できる体制の整備を進めることは、職員の実情に応じた柔軟な働き方にも繋がることが期待されるため、これまでの実施状況を検証し、状況に応じた新たな働き方について検討していくことが必要

#### (3) 年次有給休暇の取得促進

- ・ 年次有給休暇は、心身のリフレッシュを図り、健康保持を図る上でも非常に重要であるため、計画的な取得促進に向けた取組を継続的・計画的に進めることが必要

#### (4) メンタルヘルス対策

- ・ 職員が心身の健康を保持することは、質の高い行政サービスを提供する観点からも重要であるため、引き続き、所属長等を中心として相談しやすい環境づくりへの取組やラインケアによるストレス低減の対策など、これまでの取組を積極的に進めていくことが必要

#### (5) ハラスメント防止対策

- ・ 職場におけるハラスメントを防止することは、職員が心身の健康を保持し、その能力を十分に発揮できるような働きやすい勤務環境を整備する上で、重要であるため、引き続き、職場研修等を通じてハラスメントに対する職員の理解を深めるとともに、職員が相談しやすい職場環境づくりに取り組むことが必要

### 5 服務規律の確保

- ・ 職員は、県民全体の奉仕者として、高い倫理観や使命感を持って、公務に当たることが必要
- ・ 本年も一部の職員による信用失墜行為が発生していることから、改めて、職員の法令遵守に係る研修の実施などによる意識啓発を推進し公務員倫理の徹底を図ることが必要

### 6 定年の引上げ

- ・ 本年3月に国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、審議未了で廃案
- ・ 人事院は、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 本県も、引き続き、法整備の状況を含めた国や他の都道府県の検討状況を注視しつつ、人事管理の在り方等について検討することが必要

【参考】

1 最近の職員給与の改定状況

年度	月例給		特別給（月）		
	較差（%）	改定内容	改定前	改定	改定後
平成23年度	▲0.19	給料表の引下げ	3.95	—	3.95
平成24年度	▲0.00	月例給の改定なし	3.95	—	3.95
平成25年度	0.01	月例給の改定なし	3.95	▲0.05	3.90
平成26年度	0.22	給料表、初任給調整手当の引上げ	3.90	0.20	4.10
平成27年度	0.41	給料表、地域手当、初任給調整手当の引上げ	4.10	0.10	4.20
平成28年度	0.89	給料表、扶養手当、地域手当及び初任給調整手当の引上げ	4.20	0.10	4.30
平成29年度	0.13	給料表及び初任給調整手当の引上げ	4.30	0.10	4.40
平成30年度	0.17	給料表及び初任給調整手当の引上げ	4.40	0.05	4.45
令和元年度	0.10	給料表の引上げ、住居手当の見直し	4.45	0.05	4.50
令和2年度	▲0.03	月例給の改定なし	4.50	▲0.05	4.45

2 特別給の改定（令和2年10月21日勧告）

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るとともに、国家公務員の支給月数を考慮し引下げ
- ・ 年間支給月数 4.50月 → 4.45月（△0.05月分）
- ・ 民間の支給状況を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（4）勧告の実施状況

項目	実施状況		
期末・勤勉手当	・ 一般職員について、期末・勤勉手当の年間支給月数を引下げ 4.50月→4.45月（-0.05月）		
		6月期	12月期
	(ア) 令和2年度	2.250月（支給済）	2.200月（-0.05月）
	(イ) 令和3年度以降	2.225月（-0.025月）	2.225月（+0.025月）
	・ 特定任期付職員及び任期付研究員についても、一般職員に準じて、年間支給月数を引下げ		
	・ 会計年度任用職員については、令和3年6月期から適用		

### 3 職員の利益保護

#### (1) 勤務条件に関する措置要求

##### ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成6年人事委員会規則第7号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

##### イ 令和2年度の処理状況

令和2年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりである。

(件)

区 分	令和元年度末 (2.3.31) 係 属 件 数	令和2年度		令和2年度末 (3.3.31) 係 属 件 数
		新規要求件数	終 結 件 数	
給 与	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

#### (2) 不利益処分に関する審査請求

##### ア 制度の概要

不利益処分についての審査請求制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して審査請求をすることができるものである。

人事委員会は、請求のあった事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和26年人事委員会規則第5号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

##### イ 令和2年度の処理状況

令和2年度における審査請求の係属及び処理状況は、次表のとおりである。

(件)

区 分	令和元年度末 (2.3.31) 係属件数	令和2年度		令和2年度末 (3.3.31) 係属件数	令和2年度 口頭審理 開催回数
		請求件数	終結件数		
分限 処分	免 職	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0
懲戒 処分	免 職	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0
	戒 告	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

## (3) 苦情相談

## ア 制度の概要

苦情相談の制度は、職員が、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができるものであり、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（法第8条第1項第11号）。

## イ 令和2年度の処理状況

令和2年度における職員からの苦情相談の状況については、次表のとおりであり、新規事案7件、継続事案1件であった。

(件)

任用関係	給与関係	勤務条件 関係	服務関係	福利厚生 関係	公平審査 関係	パワハラ・ セクハラ	その他	計
0	2	1	0	0	0	3	2	8

## (4) 分限処分及び懲戒処分の状況

## ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は同法第29条に規定する懲戒処分を行った場合、山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年条例第7号）第5条第2項又は山梨県職員の懲戒に関する条例（昭和27年条例第8号）第3条の規定に基づき、人事委員会に処分した旨を通知することとされている。

## イ 令和2年度の処理状況

人事委員会に通知のあった令和2年度の処分は次表のとおりであり、分限処分が213件、懲戒処分が8件であった。

(件)

処分者 区分		知 事		教育委員会		警察本部長		公営企業管理者		その他		計	
		元 年度	2 年度	元 年度	2 年度	元 年度	2 年度	元 年度	2 年度	元 年度	2 年度	元 年度	2 年度
分 限 処 分	免 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休 職	91	111	44	71	33	31	0	0	0	0	168	213
	降 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	91	111	44	71	33	31	0	0	0	0	168	213
懲 戒 処 分	免 職	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	2	2
	停 職	0	0	2	1	1	3	0	0	0	0	3	4
	減 給	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	1
	戒 告	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	計	0	1	4	2	4	5	0	0	0	0	8	8
合 計		91	112	48	73	37	36	0	0	0	0	176	221



## 4 職員団体

### (1) 職員団体の登録

法第52条の規定により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として、職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、法第53条第1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例（昭和41年条例第29号。以下「職員団体条例」という。）第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条により、同一市町村内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については、人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。
- ③ 職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

### ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無	
		連合体	単体団体	有	無
自治労山梨県職員労働組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県高等学校・障害児学校教職員組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県教職員組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県公立小中学校長組合	昭41.10.8		○		○
山梨県公立小中学校教頭組合	昭43.3.23		○		○

### イ 解散の届出

職員団体条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、解散したときは人事委員会に届け出なければならないが、平成25年度に、次の団体から解散の届出があった。

職員団体名	解散の届出受理年月日	登録年月日	組織の別	法人格取得
山梨教育運動ユニオン	平25.5.17	平5.12.20	単体団体	有

### ウ 変更登録の状況

職員団体条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から10日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

令和2年度における変更状況は、次のとおりである。

登録団体数	変更届出件数	内 訳			
		規 約	登 録 事 項		
			名 称	所 在 地	役 員
5	5	0	0	0	5

(2) 管理職員等の範囲

法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第12号）で定めており、令和2年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

組織上の区分		職又は職員	
議会事務局		事務局長 事務局次長 課長 総括課長補佐 課長補佐 主幹（局付の者に限る。）	
知事の事務部局	本庁	部長 局長 会計管理者 林務長 出納局長 知事秘書監 次長 政策参事 課長 室長 政策調査監 戦略広報監 国際戦略監 管理監 総括課長補佐 政策企画監（知事政策局のグループに配置される者に限る。） 課長補佐（課長の事務を代決する権限を有する者に限る。） 室長補佐（室長の事務を代決する権限を有する者に限る。） 知事政策補佐官 理事 技監 地域力強化推進監 リニア推進監 文化振興監 富士山火山防災監 統括技術審査監 参事 企画調整主幹 主幹（部又は局付の者に限る。）	
	秘書グループ	政策補佐 秘書を担当する職員	
	人事課	総務経理担当、人事担当及び給与担当の課長補佐 人事担当及び給与担当の職員	
	職員厚生課	管理公災担当、健康管理担当及び厚生給付担当の課長補佐 福利厚生に関する企画立案担当の職員	
	財政課	予算担当の課長補佐 主任主計員 主計員	
	財産管理課	庁舎管理担当の課長補佐 自動車管理事務所長	
	行政経営管理課	法制・訟務担当の課長補佐 法制・訟務担当の職員 行政経営担当の課長補佐 行政経営担当の職員	
	その他の出先機関	事務局長 所長 課税・管理部長 自動車税部長 滞納整理部長 副所長 副館長 センター長 事務局次長 副場長 園長 次長（所長、副館長、場長又は校長の事務を代決する権限を有する者に限り、大阪事務所の次長を除く。） 地域防災幹 副園長 支所長（所長の事務を専決する権限を有する者に限る。） 場長 校長 副校長（校長の事務を代決する権限を有する者に限る。）	
	消防学校	教頭	
	あけぼの医療福祉センター	総看護師長 副総看護師長	
宝石美術専門学校	教授（大学と人事委員会とで協議して定める者に限る。）		
教育委員会	教育庁	本庁	教育次長 次長 課長 総括課長補佐 課長補佐（課長の事務を代決する権限を有する者に限る。） 理事 教育監 参事 企画調整主幹 主幹（教育庁付の者に限る。） 少人数教育推進監 働き方改革推進監
		総務課	総務企画担当 行政管理担当及び経理担当の課長補佐 人事又は服務に関する企画立案担当の職員
		福利給与課	福利給付担当 給与公災担当及び健康管理担当の課長補佐 福利厚生、給与又は公務災害に関する企画立案担当の職員
		義務教育課	人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員

	高校教育課	人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員
	教育事務所	所長 副所長 次長
教育機関		副館長 次長
	総合教育センター	所長 次長 部長
	県立学校	校長 副校長 教頭 事務長
人事委員会事務局		事務局長 次長 総括次長補佐 任用審査担当及び給与担当の次長補佐 任用審査担当及び給与担当のリーダー 人事、給与、服務又は福利厚生に関する企画立案担当の職員
監査委員事務局		事務局長 次長 総括次長補佐 庶務を担当する副主査以上の職員
労働委員会事務局		事務局長 次長 次長補佐
選挙管理委員会事務局		書記長 書記次長

## 5 労働基準監督機関の職権行使

### (1) 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と山梨労働局長がその都度協議して決定している。

令和2年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止された機関

区分	事業場の名称	号別区分	労働基準監督機関	新設・廃止年月日
廃止	中部横断自動車道推進事務所	第3号	労働基準監督署	令和2年3月31日
廃止	中北保健福祉事務所峡北支所	第13号	労働基準監督署	令和2年3月31日
廃止	育精福祉センター	第13号	労働基準監督署	令和2年3月31日
新設	子ども心理治療センターうぐいすの杜	第13号	労働基準監督署	令和2年4月1日

### (2) 労働基準監督機関の職権行使の枠組

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、法第58条第5項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

### (3) 令和2年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

#### ①労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	業種	事業場名		
			知事部局	教育委員会	公安委員会
労働基準監督署	3号	建設業	建設事務所（支所を含む。） 新環状道路建設事務所 流域下水道事務所		
	13号	保健衛生業	保健福祉事務所 精神保健福祉センター あけぼの医療福祉センター 富士ふれあいセンター 食肉衛生検査所 児童相談所（一時保護課に限る。） 甲陽学園 子ども心理治療センターうぐいすの杜	盲学校寄宿舎 ろう学校寄宿舎 支援学校寄宿舎	
人事委員会	12号	教育研究業	総合理工学研究機構 職員研修所 富士山科学研究所 消防学校 衛生環境研究所 森林総合研究所 宝石美術専門学校 産業技術センター 産業技術短期大学校 峡南高等技術専門学校 就業支援センター 富士山世界遺産センター 埋蔵文化財センター 美術館 博物館 考古博物館 文学館	高等学校 盲学校（寄宿舎を除く。） ろう学校（寄宿舎を除く。） 支援学校（分校を含み、寄宿舎を除く。） 図書館 総合教育センター	警察学校

		畜産酪農技術センター（支所を含む。） 水産技術センター（支所を含む。） 総合農業技術センター（高冷地野菜・花き振興センターを含む。） 果樹試験場 専門学校農業大学校		
--	--	--	--	--

②官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）

監督機関	号別/業種	事業者名			
		知事部局	教育委員会	公安委員会	その他
人事委員会	官公署の事業	知事部局本庁	教育庁本庁 教育事務所	警察本部（附置機関を含む。） 警察署（交番、駐在所及び連絡所を含む。）	議会議務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 選挙管理委員会事務局 （地方事務局を含む。）
		東京事務所			
		大阪事務所			
		地域県民センター			
		パスポートセンター			
		県民生活センター			
		リニア用地事務所			
		総合県税事務所			
		障害者相談所			
		動物愛護指導センター			
		女性相談所			
		児童相談所（一時保護課を除く。）			
		こころの発達総合支援センター			
		林務環境事務所			
		計量検定所			
		農務事務所			
		家畜保健衛生所			
広瀬・琴川ダム管理事務所					
荒川ダム管理事務所					
大門・塩川ダム管理事務所					
深城ダム管理事務所					

(4) 労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として令和2年度に行った許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

(件)

内 容	件 数				根 拠 法 令
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	合 計	
解雇予告除外認定	1	—	1	2	労働基準法第20条
非常災害時の理由による労働時間延長届	—	—	—	—	〃 第33条
時間外労働・休日労働に関する協定届	23	34	1	58	〃 第36条
断続的な宿直又は日直勤務許可	4	—	1	5	〃 第41条
総括安全衛生管理者選任報告	1	—	—	1	労働安全衛生規則第2条
衛生管理者選任報告	1	1	—	2	〃 第7条
産業医選任報告	1	—	—	1	〃 第13条

定期健康診断結果報告	1	1	—	2	〃	第52条
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	1	1	—	2	〃	第52条の21
労働者死傷病報告	—	—	—	—	〃	第97条
ボイラー等の設置にかかる検査	2	—	—	2	ボイラー及び圧力容器安全規則	第14条等
機械等の設置届	2	—	—	2	労働安全衛生法第88条等	